

## 創業者の定義（豊後大野市制度融資「中小企業振興資金」）

豊後大野市制度融資「中小企業振興資金」の創業資金における『創業者』は産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の第2条第29項に規定するものです。また、同法第2条第29項における『創業』は同法第2条第28項に定義された行為のことをいいます。

### 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）

#### <第二条>

【第28項】この法律において「創業」とは、次に掲げる行為をいう。

（第一号）事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること（次号に掲げるものを除く。）。

（第二号）事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。

（第三号）会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること（中小企業者の行為に限る。）。

【第29項】この法律において「創業者」とは、次に掲げる者をいう。

（第一号）前項第一号に掲げる創業を行おうとする個人であって、一月以内（認定創業支援等事業計画（第二百二十八条第二項に規定する認定創業支援等事業計画をいう。）に記載された特定創業支援等事業（第三号において「認定特定創業支援等事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、六月以内）に当該創業を行う具体的な計画を有するもの

（第二号）前項第一号に掲げる創業を行った個人であって、事業を開始した日以後五年を経過していないもの

（第三号）前項第二号に掲げる創業を行おうとする個人であって、二月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、六月以内）に当該創業を行う具体的な計画を有するもの

（第四号）前項第二号に掲げる創業により設立された会社であつて、その設立の日以後五年を経過していないもの

（第五号）前項第三号に掲げる創業を行おうとする会社であつて、当該創業を行う具体的な計画を有するもの

（第六号）前項第三号に掲げる創業により設立された会社であつて、その設立の日以後五年を経過していないもの